

# 避難所におけるペットの救護に関するマニュアル

平成23年3月

(令和6年8月改訂)

令和6年3月末現在、墨田区内に約8,450頭の犬が登録されています。このほかにも猫や小鳥などのさまざまな動物がペットとして飼育されています。

この「避難所におけるペットの救護に関するマニュアル」は、災害時のペットとの同行避難、避難所におけるペット用スペースの設営、ペットの管理、東京都獣医師会墨田支部と区の活動等に関する基本的な考え方を示しています。

避難所では、ペットの世話やペットフードの確保、ペット用スペースの管理は原則として飼い主の責任で行うことになります。大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に適正な飼養管理をするための努力が求められます。多くの方が本マニュアルと避難所運営マニュアルを参考として、避難所における人とペットの安全を考え、災害に備えていただきたいと思いをします。

## 【用語の定義】

### ①避難所

災害時、自宅での生活が困難となった方が生活をする場所で、区立小中学校等の施設が指定されています。自宅が安全である場合は「在宅避難」をすることが基本となります。

### ②同行避難

災害時に飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することです。飼い主とペットが同じスペースで生活することを意味するものではありません。

身体障害者が、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)と共に避難所に避難してきた場合は、法律により「同伴」が認められています。

### ③動物救護所(避難所内ペット用スペース)

同行避難したペット等を飼育するために各避難所に設置します。避難所では人間の居住空間とペット用スペースを分離し、ペット等は限定した区画内で原則ケージ又はキャリーバッグに入れるか繋ぎ留めて飼育します。

東京都動物愛護相談センターの受入施設開設前に、一時的に保護した飼い主不明の放浪動物及び負傷動物の退避場所にも使用します。

### ④動物応急診療所

区の要請により、東京都獣医師会墨田支部長の指定する獣医師会員診療所やその他の場所に設置されます。原則として犬・猫を対象とし、応急診療を行います。

東京都が設置するペット保護所又は東京都動物愛護相談センターの受け入れ施設開設

前に、放浪動物の一時保護に使用する場合もあります。飼い主不明の動物は最終的に東京都（東京都動物愛護相談センター）に引き渡します。

#### ⑤保健衛生班

墨田区避難所運営マニュアルの役割分担で例示した、避難所運営時に保健衛生活動を担当します。実施者は自主防災組織の役員、町会や自治会等の役員、避難者より推薦された人になります。

# I. 飼い主が行う日頃の備えと避難

## 1 備蓄品の用意

避難所において、ペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要があります。ペットの命や健康に関わるものを優先に、緊急時にすぐ持ち出せる場所に保管しておきましょう。

◎例えば、以下のようなものがが必要です。

- ケージ、キャリーバッグ
- ペットフードと水（5日分以上、できれば7日分）
- 常備薬、療法食
- 食器、トイレ用品（トイレ用シート、猫砂、新聞紙等）
- 首輪、リード、ハーネス（移動、避難所生活用）

このほか、以下のものもあると便利です。

- ペットの写真
- ペットの健康記録（既往症、健康状態、かかりつけ動物病院の情報等）

◎災害時はまずは自助、次にお互いの助け合い（共助）が大切です。

被害状況によっては用意したものを持ち出すことができない場合もあります。

その時は、飼い主同士の助け合いや使えるものを工夫して状況に対応することも必要です。

## 2 しつけと健康管理

慣れない避難所での生活は、ペットにも大きなストレスがかかります。日頃からケージやキャリーバッグに慣らしておく等のしつけや健康管理に努めましょう。

### （1）しつけ

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように慣れさせておく。
- 人や他の動物を怖がらない、攻撃的にならないようにしつける。
- 決められた場所でトイレができるようにしておく。
- 「待て」、「伏せ」等の基本的な命令に従うようしつける。（犬の場合）
- 不必要に吠えないようにしつける。（犬の場合）

### （2）健康管理

- 狂犬病予防注射（犬の場合）と各種ワクチン接種
- 寄生虫の予防、駆除

- ・定期的なシャンプー・トリミング等で清潔さを保つ。
- ・必要に応じて不妊・去勢手術を行う。

### 3 ペットの身元表示

飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着させる等、離れ離れになっても、ペットが飼い主のもとへ戻れるようにしておきましょう。

犬の場合は、犬鑑札と狂犬病予防注射済票を首輪に装着してください。紛失した場合は再交付を受けておいてください。

#### ◎マイクロチップについて

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日からマイクロチップを装着している犬・猫については、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」(環境大臣指定登録機関)へのマイクロチップ情報の登録・変更を行うことが義務化されました。

墨田区では「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録がなされた犬の場合、そのマイクロチップが犬鑑札の代わりとなります。

### 4 情報収集等

災害時に避難所まで安全に避難することができるように、区ホームページや防災マップ、ハザードマップ等で災害時の避難場所と避難ルートを確認しておきましょう。また、近隣住民と良好な関係を築けるように、日頃からコミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、災害時お互いに助け合えるように飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも重要になります。

#### ◎ペットの受入先について

区内全ての避難所でペットとの同行避難が可能ですが、多頭飼育や特定動物、大型の動物等、避難所に連れての避難が難しい動物に関しては、あらかじめ受入先を探しておく必要があります。

また、避難所への同行避難が可能な犬や猫などの場合でも、避難生活はペットにとって大きなストレスになります。親戚や知人宅など、ペットが安心して過ごすことができる預け先を確保しておくことも大切です。

### 5 災害発生時の行動

災害発生時は、まずは自分の身の安全を確保し、災害の状況についてラジオやテレビ、区のホームページなどから情報を取得しましょう。収集した情報から自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅にとどまるかを判断します。

◎次のような場合はペットを連れて避難所等に避難します。(同行避難)

- 区の災害対策本部や消防、警察などの指示があったとき
- 家屋が倒壊するおそれがあるとき
- 近隣家屋等で火災が発生し、延焼の危険があるとき

ペットと一緒に避難するときは、犬や猫などはケージやキャリーバッグに入れるか、リードで繋ぎ、持ち出し用の避難用品をもって避難します。

当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには飼い主自身の安全の確保が大前提となります。災害の状況や発災時にペットと離れた場所にいる場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離などを考えてペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する必要があります。

## ○ペットとの同行避難の基本的な考え方

過去の大きな災害発生時では、放置された犬が野犬化したり、不妊・去勢手術をしていなかった犬や猫が繁殖して放浪動物の数が増加したりするなど、住民の安全や公衆衛生上の環境の悪化も懸念されることがありました。

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、飼い主にとってペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要になります。

このことから本区では災害時において飼い主に避難が必要となった場合、ペットとの同行避難を推奨しており、区内全ての避難所でペットとの同行避難が可能となっています。

一方、災害の状況にもよりますが、避難所では混雑する人間の居住空間とペット等の飼育場所は原則、完全に分離されます。避難所生活はペットにとってもストレスです。避難所での飼養以外にも、親戚や知人など、複数の一時預け先を確保しておくことも重要です。また、災害時に家屋の倒壊や火災延焼などの差し迫った危険がなく、ペットの安全とペットが逃げ出さない措置が確保でき、飼い主が定期的な世話ができる場合、必ずしもペットを避難所へ連れて行く必要はありません。家においてくるのも大切な選択肢です。

## II. 避難所の被災動物の受入準備から管理運営まで

### 1 平常時に行う準備

被災者とペットが、共に安全安心に避難生活を送るために、「避難所におけるペット飼育ルール」等、受入れにあたってのルールを事前に取り決めておくことも重要です。

#### (1) ペット用スペースの確保

指定避難所のレイアウトは地域防災活動拠点会議等で検討します。ペットの鳴き声や避難者に動物アレルギーの方がいる可能性を考慮し、居住スペースから離れた場所にペット用スペースを確保します。

#### (2) ペットの飼育ルールを決める

避難動物の飼い主による自主管理を原則とします。ペットの飼育は飼い主の責任で行い、必要な用具（ケージ・食餌等）も飼い主が用意します。

飼育に必要な共同作業（飼育場所とその周辺の清掃、消毒、廃棄物・汚物の処理、エサや物資の搬入・集積・配分等）、給餌・給水、散歩、ブラッシング、その他の基本的なルールを決めておきます。

### 2 災害が発生して避難所が開設されたら

まず、ペットを連れてきた避難者（飼い主）を集めることから始めます。

避難所における動物救護所の立ち上げは、飼い主が避難所の運営担当者と協力して行います。

#### (1) 動物救護所（避難所内ペット用スペース）の設営

- ・避難所では人の居住場所とペットの飼育場所を完全に分離するため、避難所ごとに定められたペット用スペースをロープやひもで囲む等、区分します。
- ・動物は、飼育場所の区域内でケージ等に入れるか繋ぎ留めて、同一種類ごと（犬や猫など）に分離して飼育します。

※ 災害によって被災状況は異なります。事前の取り決めに関わらず、被災状況に応じて臨機応変に対応します。

※ ケージやキャリーバッグ、ペットフード等の動物の飼育に必要な物資は、基本的に飼い主が用意します。

#### (2) 書類の準備

避難所の受付にペット飼育届票（様式22）を用意します。

### 3 ペットの受入れ

避難者がペットをつれて避難してきたら、次の手順に沿って受入れをします。

#### (1) 受付

- ① 飼い主にペット飼育届票（様式22）を記入してもらう。
- ② 各避難所におけるペット飼育ルールを確認して同意を得る。

※ 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）は、原則飼い主と一緒に生活します。避難所内に一緒に過ごすことのできる場所を確保するように配慮してください。

#### (2) 動物救護所（避難所内ペット用スペース）への収容

原則として、ペットはケージ又はキャリーバッグに入れて、同一種類（犬・猫等）ごとに、ペット用スペースに収容します。

### 4 動物救護所（避難所内ペット用スペース）の管理と運営

飼い主等が共同でペット等の受入れ及び飼育に関わる以下の作業を行います。避難所本部との調整は保健衛生班が行います。

#### (1) 受入れ・引渡し

- ・「ペット飼育届票」等の受付・保管
- ・動物救護所を退所する時の飼い主確認・引渡しなど

#### (2) ペットの飼育・管理

- ・給餌及び後片付け
- ・ペット用スペースの定期的な清掃、消毒、安全確認等
- ・運営に必要な物品の管理
- ・その他、ペットの飼育に必要な事項

#### (3) 飼い主不明の動物等への対応

- ・災対保健衛生部環境衛生指導班への連絡
- ・動物保護施設（東京都動物救援本部が開設）への引き渡し

### Ⅲ. 獣医師会による動物救護活動への協力・区の役割

災害が発生した場合、東京都獣医師会墨田支部は協定に基づき、可能な範囲において区の動物救護活動に協力します。また、区は、動物救護活動に関して、災対保健衛生部環境衛生指導班が東京都や関係団体等との連絡調整を行います。

#### 1 獣医師会の活動内容

##### (1) 負傷動物の治療

被災状況に応じて、東京都獣医師会墨田支部会員の診療所またはその他の場所に動物応急診療所を設置し、動物の治療を行います。(治療に要した費用は、原則として飼い主の負担になります。)

また、東京都が設置するペット保護所や東京都動物愛護相談センターの受け入れ施設開設前に、負傷動物や飼い主不明の放浪動物等の一時保護に協力します。

##### (2) 動物救護所(避難所内ペット用スペース)でのペットの健康相談・管理指導

区の要請に基づき、動物救護所において獣医師や愛玩動物看護師によるペットの健康相談、管理指導を行います。(被災したペットの治療は(1)の「動物応急診療所」で行います。)

また、動物救護所で不足する必要な物資等の提供および調達において、区への協力を行います。

##### (3) 東京都の動物救援本部への協力

東京都は、被災動物の保護等を行うため、東京都獣医師会等関係団体と協働して「動物救援本部」を設置します。東京都獣医師会の一員として、動物救援本部の実施する活動に参加・協力します。

#### 2 区(災対保健衛生部環境衛生指導班)の役割

##### (1) 動物救護活動に関する連絡調整

災害時の動物救護活動に関して、東京都や関係団体等との連絡調整を行います。区内の被災動物の状況等を情報提供し、必要な支援・協力を要請します。

##### (2) 動物救護所等への支援

動物救護所の収容動物の数・状態、不足資材など、被災したペットの状況や飼養状況の把握を行い、必要な物資等の調達の調整をします。また、東京都獣医師会墨田支部と連携して、ペットの適正飼養の指導やペット対策に関する情報提供を行います。

### (3) 被災動物等の対応

逸走している犬、負傷した犬猫等の保護・収容や動物保護施設への搬送は東京都が、被災動物の保護は動物救援本部が行うため、区はこれに協力します。行方不明の逸走動物の状況の取りまとめを行うとともに、東京都等が保有する保護動物情報の提供を行います。